

◎新潟県告示第384号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 起業者の名称

学校法人中央学園

2 事業の種類

日本海聖高等学校（創進高等学校）屋外グラウンド新設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

見附市市野坪町字浦、市野坪町、福島町字東境、本所町字皿の子及び本町字皿ノ子地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

日本海聖高等学校（創進高等学校）屋外グラウンド新設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成29年3月の理事会において、本件事業についての承認を得ており、また、必要な財源についても自己資金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が経営する日本海聖高等学校は、通信制の高等学校であるが、全日制と同様に、生徒が毎日学校に登校し必要な単位を取得する全日制と同様の方式を採用している。現在、当該高等学校は、屋外グラウンドを所有しておらず、体育授業や部活動は専ら体育館で実施している。当該高等学校は、平成30年度より、学校名を「創進高等学校」と改称し、専攻科や授業内容を刷新する計画であり、これを機に、かねてより父兄等から要望のあった屋外グラウンドを新たに整備し、体育授業や部活動において屋外活動を取り入れることとしたものである。

本件事業の実施により、陸上競技やサッカーなど屋外でしか実施できない運動を体育授業や部活動に取り入れることができ、生徒のスポーツの技能向上だけでなく、豊かな学校生活や生徒の生きる力の育成の実現に資するものと認められる。また、屋外グラウンドの完成により、学校の魅力が向上し、生徒数の減少に歯止めをかけることも期待できるものである。さらに、屋外グラウンドの周辺地域への開放も計画しており、本件事業により、地域のスポーツ活動にも貢献できることが期待され、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、隣接する住家や線路への土埃の飛散や球技に使用するボールの進入が懸念されるが、起業者は、定期的な防塵剤の散布により土埃の飛散を抑制し、また防球ネットを設置して対策を講じることとしていることから、これらの影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護や鳥獣の保護に関して、本件事業の実施について特段の支障がないことを、起業者がそれぞれ市の担当課に確認しており、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、校舎との距離や経済的条件などから2箇所を選定して比較検討した結果、創進高等学校と改称した後も現在ある校舎や体育館を利用し、グラウンドだけを整備することで経済的な負担を軽減でき、校舎に近く必要な面積を確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3

号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、当該高等学校は、屋外グラウンドを所有しておらず、体育授業や部活動の内容が制限されており、生徒の健全な身体及び精神の向上に資するため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

見附市役所建設課